

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL.info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

平成28年
10月1日～

パートタイマーへの社会保険の加入が拡大されます アルバイト

特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに健康保険・厚生年金の適用対象となります。

●特定適用事業所とは？

同一事業主の適用事業所の厚生年金保険の被保険者数の合計が、1年で6ヶ月以上、500人を超えることが見込まれる事業所

該当する会社には
8月下旬頃に
通知が届く予定



●短時間労働者とは？

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、下記①～④の全てを満たす方が対象となります。

①週の所定労働時間が20時間以上であること

週の「所定労働時間」とは就業規則、雇用契約書等により、その者が通常の週に勤務すべき時間となります。(雇用保険の取扱いと同様)

②雇用期間が1年以上見込まれること

- 期間の定めがなく雇用される場合
- 雇用期間が1年以上である場合(有期雇用契約)
- 雇用期間が1年未満で、次のいずれかに該当する場合：
 - ・雇用契約書に契約が更新される旨又は更新される可能性がある旨が明示されている
 - ・同様の雇用契約により雇用された者について更新等により1年以上雇用された実績がある

対象の人ではなく
他の人で実績があるかを
確認！

雇用期間が1年以上
見込まれるか否かの判断日等
※厚生労働省のリーフレットより



【例】平成28年4月から平成29年3月末までの契約(契約更新が明示されておらず、同様の雇用契約により雇用された者が更新等により1年以上雇用された実績もない場合)の労働者が契約更新等となったとき(下図を参照)



③賃金の月額が88,000円以上であること

週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた額が88,000円以上である場合となります。

【上記賃金の算定から除外されるもの】

- 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 例)結婚手当、賞与等
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金 例)割増賃金等
- 最低賃金法で含めないことと定められている 例)精皆勤手当、通勤手当、家族手当

※ただし、資格取得届等に記載する「報酬月額」は、臨時に支払われる賃金以外の時間外手当や通勤手当等を含めて計算します。

④学生でないこと

原則として生徒又は学生は適用対象外となります。※ただし、雇用保険と同様に、夜間や定時制等の学生は加入対象となります。



お役立ちリンク

- ・事業主の方向け
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2016/0516.files/20160516.pdf>
- ・短時間(パート等)で働く方向け
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/tanjikanroudoushamuke_1.pdf
- ・第1号被保険者向け ※ご自身で国民健康保険に加入している方など
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/1gouhihokenshamuke_1.pdf
- ・第3号被保険者向け ※配偶者の健康保険組合に加入している方
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/3gouhihokenshamuke_1.pdf

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡お願い申し上げます